

事 務 連 絡
令和 7 年 9 月 19 日

関係事業者団体 御中

環境省自 然 環 境 局総務課動物愛護管理室
環境再生・資源循環局資 源 循 環 課
廃棄物適正処理推進課

「下請法・下請振興法改正法の概要」に関する説明会の実施について（周知）

平素より、動物愛護管理行政及び廃棄物行政の推進に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

「賃上げこそが成長戦略の要」との考え方に立ち、賃上げの流れを中小企業等で働く方々まで、そして、取引の上流から下流まで広く行き渡らせるために、賃上げ原資確保の重要な要素である価格転嫁・取引適正化を進めることが重要です。また、サプライチェーンの隅々まで価格転嫁を浸透させることは、サプライチェーン全体で利益を共有し、賃上げ・投資を促し、取引先により支えられている発注者自身の製品・サービスの競争力強化にも繋がるものです。

また、本年 5 月 16 日に「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 41 号。以下「改正法」という。）が成立し、5 月 23 日に公布されました。今後、下請代金支払遅延等防止法（下請法）は中小受託取引適正化法（取適法）、下請中小企業振興法（下請振興法）は受託中小企業振興法（振興法）が通称となるところ、改正法は令和 8 年 1 月 1 日に施行されるため、改正内容について早期に理解を深めていただくことが重要です。

つきましては環境省において、下記のとおり関係事業者団体の皆様を対象とした説明会を、本年 9 月 29 日に開催することといたしました。

改正内容には、発注者の立場としてだけでなく、受注者の立場としても承知いただきたい内容も含まれるものであることから、関係事業者団体の皆様におかれましては、説明会への御参加を御検討いただけますと幸いです。

記

1. 説明会の目的について

令和 8 年 1 月 1 日から施行される改正法に関し、関係事業者団体の皆様に、その改正内容等について早期に理解を深めていただくことを目的とする。

2. 説明会の内容について

- ・主催者 : 環境省
- ・開催日時 : 令和7年9月29日(月) 午後1時30分から
- ・形式 : オンライン (Microsoft Teams を予定)
- ・所要時間 : 60 分程度
- ・説明者 : 改正法の内容については公正取引委員会・中小企業庁担当者より説明
その後質疑応答等を実施
- ・対象者 : 環境省関係事業者団体の皆様 (会員企業等の皆様も御参加いただけます)

3. 説明会の申し込み方法について

御参加いただける方につきましては、**令和7年9月24日(水)**までに、以下に記載の担当者に、メールにてお申し込みください。

お申し込みの際は、件名を、「**【団体(又は会社)名】「下請法・下請振興法改正法の概要」に関する説明会**」としていただき、本文に

① 団体(又は会社)名、②参加者名(複数可)、役職、③メールアドレス、電話番号を記載の上、お申し込みください。

お申し込みに係る情報については、本説明会に係る事務にのみ使用いたします。

お申し込みいただいた方については、令和7年9月26日(金)までに、当日のオンラインアドレス及び注意事項等を送付させていただきます。

4. その他

(1)本説明会については、関係事業者団体の皆様のみならず、会員企業等の皆様も御参加いただけます。必要に応じ、会員企業等の皆様へも周知等お願いいたします。

(2)改正法に関する説明会は、環境省以外の各事業所管省庁においても、同様に実施しております。そのため、他の事業所管省庁からも案内がある可能性があります。本説明会は、環境省主催のものとなります。

(申し込み、問い合わせ先)

○ペット事業

自然環境局総務課動物愛護管理室 青木

TEL : 03-5521-8331 E-Mail : shizen-some@env.go.jp

○産業廃棄物処理・リサイクル・リユース事業

環境再生・資源循環局資源循環課 田中、上岡

TEL : 03-3581-3351 E-Mail : shigenjunkan@env.go.jp

○一般廃棄物処理事業

環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課 三ツ俣、鈴木、佐藤

TEL : 03-5501-3154 E-Mail : hairi-haitai@env.go.jp